

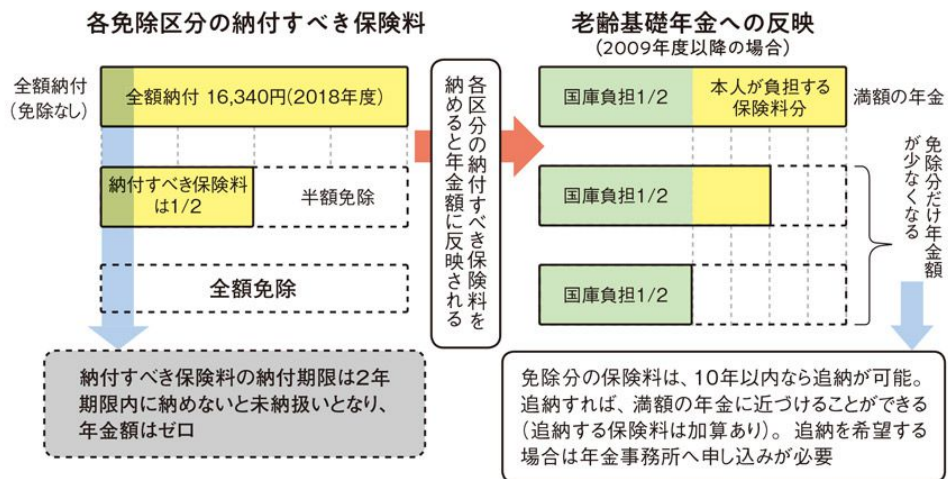
【国民年金保険料の免除の種類と年金額への反映】

老齢基礎年金額の半分は国庫負担です。国民年金の保険料の免除の承認を受けた期間は、国庫負担分が老齢基礎年金に反映されます。ただし、所得審査によって「一部免除」の承認を受けた期間は、「残りの納付すべき保険料」を納付した場合のみ国庫負担分と合わせて年金額に反映されます。納付すべき保険料を納付しなかった場合は、国庫負担分の支給もありません。

※一部免除の種類は、1/4免除、半額免除、3/4免除

※「全額免除」期間の老齢基礎年金は、国庫負担分のみ支給される。

※国庫負担の割合は、2009年4月以降は1/2、2009年3月以前は1/3



【国民年金保険料の納付猶予制度】

50歳未満が対象の「納付猶予」、学生を対象とした「学生納付特例」の2種類があります。免除制度と異なり、承認された期間の国庫負担はないので年金額には反映されませんが、納付猶予が承認された期間は未納扱いにならないので、障害年金や遺族年金の保険料納付要件に影響しません。また、10年以内なら追納も可能です(ただし加算あり)。

【免除・納付猶予の相談窓口】

日本年金機構のホームページまたは、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

【免除・納付猶予期間中の産前産後期間の取り扱い】

2019年4月から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間中の免除制度が始まります。従来の保険料免除・納付猶予期間中と産前産後期間が重なった場合は、産前産後免除が優先され、国民年金保険料を全額納付した期間として扱われます。

ねんきん
相談カフェ

知っておきたい 国民年金保険料の 免除制度



日本に住む20歳以上60歳未満で、国民年金保険料の納付義務のある人(第1号被保険者)が、経済的理由から、保険料の納付が難しい場合は、免除または納付猶予制度を利用しましょう。

晴子 会社を退職した友人のことなのですが、失業中は経済的に保険料を払えないし、再就職先でまた厚生年金に加入するからよと言っていますが、大丈夫でしょうか？

先生 60歳未満なら国民年金に切り替えて、国民年金保険料を払う義務がありますよ。

晴子 保険料を払わないと、督促状がきたり、財産の差し押さえをされることもあると聞いたのですが。

先生 所得や未納期間によっては、そういうこともあります。免除や納付猶予制度を知っていますか？

晴子 聞いたことはありません。でも、所得の審査があるので退職の場合は認められませんか？

先生 退職の場合は、本人の前年所得をゼロとして審査する特例があります。配偶者や世帯主に所得がある

と認められない場合もありますが、まずは国民年金への切り替え手続きを行って、保険料の納付が難しいなら、退職時の特例免除の申請を勧めてみてはどうでしょうか？

晴子 友人は、保険料を払わなければ年金にならないし、手続きが面倒だと言います。なぜ、免除の手続きをしたほうがよいのでしょうか？

先生 免除が認められた期間は、万が一の障害年金や遺族年金に影響しませんし、老齢年金に反映されます。たとえば、全額免除の期間は、年金額の2分の1に反映されますから、未納と大きな違いがあります。

晴子 友人は独身で一人暮らしなので、退職時の特例免除を申請したほうがよいですね。免除が認められたら、年金に反映されることを知れば、友人も手続きをしたいと思います。

相談者
晴子(35歳)
国民年金保険料未払いの友人あり

横山玲子
(よこやま・れいこ)
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所
代表。ホームページ <https://www.w.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor